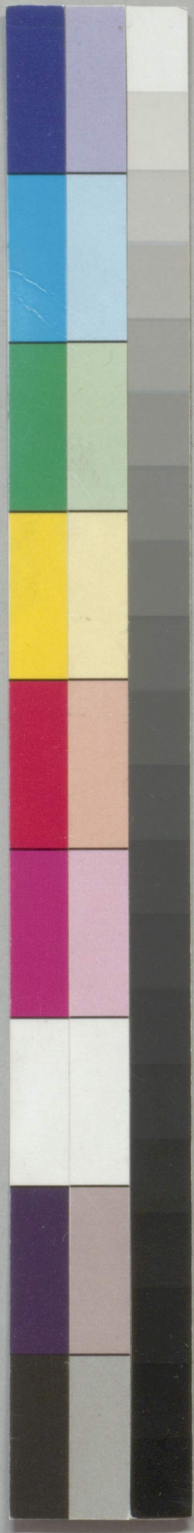
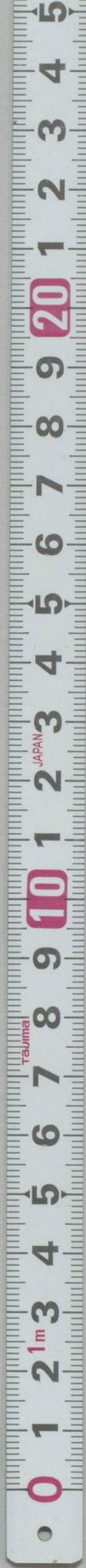


各國に於ける議會制度

昭和十三年十

國政研究會

東京大学図書印



各  
國  
に  
於  
け  
る  
書  
物

6496

注 意 事 項

- 資料は大切に扱きましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館  
前橋市日吉町一丁目14-8  
電話 (0272) ③ 3008番

各國に於ける議會制度

昭和十三年十一月五日

國政研究會

各國の政治的進歩の歴史

議院の歴史

はしがき

討論と説得の辨證法的過程に於て政治的真理を見出さんと  
する議會主義は、かゝる方法の行はれる地盤が同質性の社會  
である事を前提として可能であつた。然るに十九世紀後半に  
於ける社會的基礎の震撼から議會主義の機構は異質的な、社  
會に於て其の機能を果さねばならなくなり、爲めに機構の改  
革が各國に於て根本的に要請せられ、又断行せられるに至つ  
た。

我國に於ても貴族院の改革、職能代表並に比例代表制の採  
用、或は常置委員會の設置等々の改革案が提示され検討され  
つゝあるが、以下に紹介する各國に於ける議會制度の實状は、  
斯かる問題に対する方位を示すものと言へよう。

本稿資料は *The Statesman's Year Book, 1938* に據る。

目次

一、アイスランド	一頁
二、アイルランド	三
三、アメリカ	五
四、アルゼンチン	一〇
五、アルバニア	一一
六、イギリス	一一
七、イタリー	一七
八、イラク	二一
九、イラン(ペルシア)	二二
十、インド	二二
十一、ウルグワイ	二四

五、シナム……………四三  
 美、スイス……………四三  
 美、スエーデン……………四五  
 天、スペイン……………四七  
 禿、チエコスロヴァキア……………四九  
 平、チリ……………五一  
 至、デンマーク……………五三  
 至、ドイツ……………五六  
 至、ドミニク共和国……………五七  
 番、ニカラグア……………五八  
 至、ニュージールランド……………五八  
 美、ニューホーランド……………六〇  
 禿、ノールウエイ……………六一

士、エクアドル……………二五  
 士、エジプト……………二五  
 高、エストニア……………二六  
 五、オーストラリア……………二七  
 丈、オーストリア……………二九  
 七、オランダ……………三一  
 六、カナダ……………三四  
 丸、キューバ……………三七  
 平、北アイルランド……………三七  
 至、グアテマラ……………三九  
 至、コスタリカ……………四〇  
 至、コロンビア……………四一  
 番、サルヴァドル……………四二

至、	ボリビア	八六
至、	ポルトガル	八七
至、	ホンヂエラス	八八
至、	南アフリカ聯邦	八九
至、	メキシコ	九一
至、	ユーゴスラビヤ	九二
至、	ラトヴィア	九四
至、	リツアニア	九五
至、	リベリア	九六
至、	ルクセンブルク	九七
至、	ルーマニア	九九

至、	ハイチ	六四
至、	パナマ	六五
至、	パラグアイ	六六
至、	ハンガリー	六七
至、	フィンランド	六九
至、	フィリッピン群島	七〇
至、	ブラジル	七一
至、	フランス	七三
至、	ブルガリア	七七
至、	ペル	七八
至、	ベルギー	七九
至、	ヴェネヅエラ	八三
至、	ポーランド	八四

## 一、アイスランド

一九二四年五月の現憲法に依れば、立法権は國王と議會 (Althing) に歸属する。

議會は四十九名を超えざるを得ないといふ不定な議員数を以て組織され、其中三十八名は首都を除く各選挙区より一名乃至二名の議員が單純多数によつて、六名は首都より比例代表によつて、十一名を超えざる補充議員数は、得票数に比して過少の議席を獲得したる政党間之を分配するが議員が配書されてゐる。

議員選挙権は二十才以上の善良なアイスランド市民にして、五年間國內に居住する者に與へられる。高位の裁判官を除く全ての選挙権者は又候補者たる権利を有する。

議會は上下兩院に分たれ、上院は合同集會に於て選舉せられたる三分の一の議員を以て組織し、下院は残余の三分の二の議員を以て組織す。

上下兩院議員は既定の報酬の外に旅費として十五クロナ<sup>(註)</sup>を支給せられる。

議會は大統領によつて豫め召集せられざるに俵らず、毎年二月十五日に開會せねばならない。豫算案は政府によつて先に兩院の連合議會に提出せられなければならない。他の法案は議院の何れに提出するも差支はない。若しも議院が合同會議の議會を開催しても一致せざる議案は最後の決定を豫算案を除いて出席議員の三分の二の多数によつて又豫算案は單純多数によつて定める。

大臣は兩院に自由に出席し得る。若し議員ならば所屬する

議院に於て表決権を有する。

(註) 一クロナに對する邦貨額は約七十七錢なり(昭和

十一年十二月十五日逓信省告示)

## ニ、アイルランド

一九三七年十二月二十九日新憲法が公布せらる。

議會 (*Oireachtas*) は大統領及上院 (*Seanad Eireann*) と下院 (*Dail Eireann*) より構成せられてゐる。

下院議員は成年の参政者によつて選舉せられる。上院は六十人の議員より組織される。其中十一人は總理大臣 (*Taoiseach*) によつて任命せられ、大人は大學より送奉せられ、残余の四十三人は、公の利益を代表する職業に基き定められた。一國

語、文化、文藝、法律、教育及其他此の名簿の目的に対し法的に明かにされた類似職業。①農業及類似の利益職業及漁業②労働者—組合化された否とに依らず、③工業、商業—銀行、財政、會計、技術、建築を含む④行政廳及社會奉仕團—任意に社會活動家を含む。以上の五の候補者名簿より送舉せられる。

上院は九十日の最大期間を、下院より送られた法案審議及修正に與へられてゐるが、然し上院は立法發案權はない。

### 三、アメリカ力

立法權は國會 (Congress) に歸屬し、國會は上院及下院より構成される。

上院は六年の任期を以て人民より選ばれを各州二人宛選出の議員を以て組織し、議員は歳三十歳以上にして九年間合衆國に居住する市民たるを要する。上院は立法機能の外に、外交權を有する大統領によつて行使される條約の批准に就て、  
「助言と承認」を與へるか、又は保留するか  
の權限へ承認には三分ノ二の多数決を要するを有し、又大統領による官吏の任命を確認若しくは却下し、或は官吏に対し最高懲戒裁判所を組織し三分ノ二以上の表決によつて轉任若しくは資格を剝奪する權限を有する。下院は單獨で問責の權を有する。

下院議員は、各州に於ける議員選挙法に従つて州立法議會議員選出の資格を有する市民の投票により二年毎に選挙せられる。憲法の修正によつて人種、有色人種、及性等の理由による無資格條件が撤去されてからは、實際的に選挙は二十一歳以上の男女市民によつてされる。然し選挙権は普通ではない。即ち各州に於ては三ヶ月から二ケ年までの期間に居住変更なき事を必要條件とするなど居住に対する必要條件が異つて居り、或州に於ては税金の支拂額によつて参政権の資格条件とし、又他の州に於ては讀、書能力へマサチユ―セツ州では英語の讀、書)を資格条件としてゐる。大部分の州に於ては囚人を選挙資格から除外してゐる。

一九二〇年聯邦憲法第十九條の修正によつて婦人に参政権が與へられ、男子同様聯邦及地方の立法機關の何れにも選挙

六

の資格を有するに至つた。各州に割當てられてゐる選出議員数は、別に國會の基礎の障害となる如き法律がないために、十年毎に國勢調査によつて決定される。一九一〇年の國勢調査後の分配法 (Apportionment Act) に基く議員数は、四百三十三人(人口二一〇、四一五人毎一人)であつたが、一九一二年アリゾナ及ニユ―メキシコ兩州の加入によつて四百三十五人となつた。一九三〇年の國勢調査に基く議員の再配當は、一九二九年國會を通過した立法によつて一九二三年に行はれた。憲法に従へば議員は歳二十五歳以上にして七年間合衆國の市民であり、又選出された州に居住するを要する。下院はこの属領(ハワイ、アラスカ)からの各代表者及プエルトリコとフィリッピンの居留代表 (Resident Commissioner) が参加し、此等の代表は如何なる問題に關しても発言権を持ち、又行動

七

を執り得るが、表決権はない。又此等の代表は議員と同様の方法で選挙される。

國會に於ける各院は各々「自院議員の選挙、審選及資格の裁判権」があり、議員の除席には三分ノ二以上の賛成を必要とする。

國會は憲法改正提出の権を憲法第五條によつて附與されてゐる。其條款によれば、國會は兩院の三分ノ二以上の要求ある時は、憲法の改正を提案する事が出来、又全州の三分ノ二以上の立法部の講願ある時は、修正會議が召集せられ、何れの場合に於ても諸州の四分ノ三の立法部によつて批准された時、或は修正會議の四分ノ三によつて批准された時は、憲法の一部として實際上効力を有する。批准に於ける前者と後者の方法に就ては議會に於て決定される。

上下兩院議員の歳費は属領からの代表者及居留代表者も等しく、手當、距離賃、旅費、書記雇庸費共一万ドル支給せられる。下院議長は歳費は手當とも一万五千ドルである。

上下兩院議員は在任中は、新設せられ、又は加俸ありたるアメリカ合衆國の権限下にある官職に任ぜられることを得ない。又アメリカ合衆國の権限下の官職に在る者は兩院議員たるを得ない。通常立法語の「國會」の會期は二ヶ年継続する。第二十條の改正によつて、最近に於ける第七十國會は、一九三四年三月四日の正午から一九三五年一月三日の正午まで継続した。

(註) ードルに對する邦貨額は約三月五十四錢なり(昭和

十三年十月四日逓信省告示)

#### 四、アルゼンチン

國會 (Congreso) は上下兩院より構成される。上院 (Senado) は、首都及各地方より二名宛選出の三十名の議員を以て組織せられ、議員は首都に於ては特殊團體により、各地方に於ては立法機関によつて、それぞれ九年の任期 (三年毎に三ヵノ一改選) を以て選挙される。

下院 (Cámara de Diputados) は、人民によつて選挙される百五十名の議員を以て組織せられ、任期は四年で二年毎に二ヵノ一更新される。兩院は毎年五月一日から九月三十日まで開會される。下院には豫算と財政立法が會期の最初に提出される。

#### 五、アルバニア

選挙による一院制の議會 (Constituent Assembly) があり、五十八名の議員を以て組織される。

#### 六、イギリス

最高立法権は議會 (Parliament) に帰属する。議會は少くとも開會の二十日前に樞密院の指示によつて大法官廳 (Chancery) から発せられる皇帝の令狀により召集せられる。

一九一一年の議會法の下に於ては、全ての金銭法案は (下院議長の承認ある)、譬へ上院に於て修正せざれば通過し得

ない場合でも、皇帝の批准があれば上院の同意なくも法律となる。他の公法策又は議會の最大存続期まで及んだ法案は、若しも下院に於て同一の議會であるなしに係らず三會期と亘つて通過すれば、上院によつて各會期と却下され或は否決されても、皇帝の批准があれば上院の同意なく法律となる。但し下院の最初の會期に於ける第二讀會と第三會期に於ける第三讀會との間にニケ年経過ある事が規定されてゐる。全ての法案は少くとも會期終了前一ヶ月前に上院に到達するを要する。最後に議會法は議會の最大存続期間を五ケ年に制限してゐる。

現議會は上院、下院の二院より構成されてゐる。

上院 (*House of Lords*) は、(一)世襲議員、(二)王族議員、(三)地位によつて成る議員—法律貴族及大僧正(2)、僧正(24)、(四)アイ

ルランド貴族(終身選挙)(28)、(五)スコットランド貴族(議會の任期による選挙)(16)、を以て組織する。全議員約七百四十名であるが、出席議員は約七百二十名程である。

下院 (*House of Commons*) は、市部、郡部、大學區より代表せられる議員を以て組織する。二十一歳以上の者は議員たり得る。イングランドの牧師、スコットランド教會の牧師、ローマカソリック牧師は議員たる資格より除外せられる。又政府の請負人、郡長、地方官吏も同様除外せられる。英國及スコットランド貴族でなきものは下院選挙資格を有する。又議員でないアイルランド貴族は被選挙資格を有する。一九一八年の議會法に於て婦人は被選挙資格が與へられ、一九一九年十二月に最初の婦人議員が當選した。一九一一年八月の下院の決議によつて議員は、議院官吏として、大臣として、王室

官吏として俸給を受けける以外に四百ポンドを支給せられると定められた。一九三七年七月一日から議員の歳費は六百ポンドに増加せられた。<sup>(註)</sup>此の規定は上院には適用せられない。一九二八年の人民代表法(平等選挙権)に依れば男子女子も同じく選挙権を有する。選挙人名簿に登録せられる有権者は、成年(二十一歳)に達し、一定の住居を有し、又一九二八年十二月一日、スコットランドに於ては、一九二八年十二月十五日に終了する三ヶ月の資格決定期間に、同一の議會の市部、或は郡部若しくは其れと隣接する市部、郡部に於て年收價格十ポンドを下りざる營業所を有するを要する。又大学選挙區の登録資格者は、二十一歳以上にして學位を有する者、婦人の場合は男子に學位を共へるに必要なる條件を充たし得る者に限られる。

登録せられたる有権者は、全て選挙に際し投票の資格を有するが、住所の資格により登録せられた一票は、總選挙に際し二選挙區以上の區に於ての投票は許されない。第二回目の投票は異つた資格に基いて行ひ、各投票は各々の選挙區に於て記録される。

登録に對する無資格者は、貴族、幼児、外國人、破産者、狂人、及白痴で、又貧困にして救助又は養育を受くる者は資格がない。

有権者の名簿はアイルランドを除いて春、秋の二回調査に依り二個用意せられる。認可せられた費用は、地方及國の財源から平等に出費される。大學區の名簿は管理の團体を決定する爲に作成せられ、登録には一ポンド以内の手数料を徴収する。

大学選挙區に於ては、選挙は比例代表法に基いて、二人又はそれ以上の議員を選出し、各有権者は一名の移讓投票をなす事が出来る。總選挙の全投票はオークニー、シエトランド及大学選挙區を除いては同日に施行せられる。規定では投票に際して有権者不在の時は、或場合には代理投票が認められる。

同様の法律に於て、大英國に於ける議席は、下院議員一人が人口七万人毎に基いて再配當される。アイルランドに於ける再配當は、單独法に依つて人口四万三千人毎に一人の割合で行はれる。下院の全議員はそれが爲に、六百七十より七百七名まで増加し得る(一八八五年確立)。一九二二年に於ける議員数は、アイルランドに於て單独議會確立に依つて六百十五名(北アイルランド十三名を含む)に変化した。

一九三五年に於けるイングランド、ウェイルズに於ける有権者数は二七、三九四、九二〇人(男一三、九一三、三三九人、女一四、四八二、五八一一人)でスコットランドに於ては、三、一六七、八五八人(男一、四九八、六一六一人、女一、六六九、二四二一人)であった。一九二八年の人民代表法の規定に於ては、約五百万の有権者を一九二九年に於ける登録簿に加へる事を檢算してゐる。

註 一ポンドに対する邦貨額は約拾七円六錢なり(昭和十三年逓信省告示)

七、イタリ

一八四八年發布された現憲法に依れば立法権は國王と上院下院よりなる議會に帰属する。

上院 (Senate) は、二十一歳に達したロイヤル王家の親王(

二十五歳より表決権を有する) 及終身で王によつて任命せられた四十歳以上の議員(数に制限はない)を以て組織せられる。任命による議員は、高位官吏、學識文學に於て有名な者、國民の利益に資する職業者及一年に三千リラの國税を支拂ふ者より選ばれる。一九三七年十二月二十八日現在の上下院議員は三百七十六名で、他に王家親王八名である。

一九二八年五月十七日の法律に従へば、全体的に選挙制度は根本的に変更された。即ち二十一歳以上の者、又は既婚者或は子を有する寡婦にして組合費、若しくは總計百リラの國税を支拂ひ、或は公共團體から俸給、年金を受くる十八歳以上の者は選挙権を有する。犯罪者、他の特別の者は除外せらる。

下院 (*Camera dei Deputati*) は任期五年を以て選挙せら

れる四百名の議員を以て組織せられる。被選挙資格は二十五歳以上に於て必要な條件を備える者に與へられる。全國一選挙區制である。國民組合團體 (*Natural Syndicate Corporations*) は、選挙せらるべき最大議員数の二倍の候補者を記載せる候補者名簿を提出する権利を有する。裁判官及國民的團體は又他に二百名の候補者を記載せる候補者名簿を提出する権利を有する。之等候補者名簿より大ファツシスタ會議で四百名を選出し、其の名簿を有権者に提出する。若しも名簿を提出し承認を得られざる場合は、再び新選挙を行ふ。此の場合に於ては候補者名簿は選挙施行四十日以前に提出せられるを要する。少数党に対する豫備議席は、各名簿によつて獲得せる数に比例して其等の名簿の中より分配せられる。

各議員は二万一千リラの歳費を支給せられる。一九三四

年三月二十五日の選挙に於て登録せられた有権者数は、一〇、五二七、六〇八人、投票に参加せる者は一〇、〇六〇、四二六人（九五・五六パーセント）、国民名簿の候補者に賛成投票せるもの一〇、〇四三、八七五人（投票者の九八・八四パーセント）である。

議會の存続期間は五ヶ年で、毎年一回は開會せねばならない。

大臣は上下両院に出席し討論に参加し得る権を有する。然し議員たる資格の如何に係らず表決権はない。

註　　フアシスト大評議會は昭和十三年十月七日八日の會議に於て『現在のイタリ―國會議は第二十九會期を以て一九三九年三月終了し、これに代りフアシスト組

合院を創設するに法案を採択した旨のコムミニケを発表した（昭和十三年十月九日附朝刊東日参照）

### ハ、イラク

議會は上院及下院の二院より成り、上院 (*Majlis al Aayan*) は八年の任期（四年毎に二分一更新）を以て指名せられる二十名の議員を以て組織せられ、下院 (*Majlis al Nuwwaf*) は選挙せられた百五十名の議員を以て組織せられてゐる。

九、イラン（ペルシア）

議會 (Majles) は一院制にして百三十六名の議員を以て組織し、議員の任期は二年である。

一〇、インド

立法権は總督と上院、下院より構成される議會 (Central Legislature) に属する。

上院 (Council of State) は、六十名の議員を以て組織し、其中三十名は選挙により、二十名は任命による。(官吏は二十名を超えざるを得ない)。

下院 (Legislative Assembly) は、百四十五名の議員を以て組織せられ、其中、四十名は任命により(内二十名は官吏) 残余の百五名は選挙に依る。

任期は上院が五年、下院は三年であるが、總督によつてそれ以前に解散され、若しくは會期が特別に延長される場合がある。兩院の合同會議は、兩院間の意見不一致の場合に、其の解決策として開會せられる。下院議長は最初の四年間は總督によつて任命せられた者が其の位置に就いたが、其れ以後選挙となる。

議會の立法は、法律となれば、英領印度内の全ての者、インドに属する他の領土内に於ける全ての英國臣民及世界の如何なる領土にあるインド生れの臣民にも全て拘束する権を有する。

## 一、ウルグワイ

一九三四年の新憲法によれば、議會は二院制にして、上院は四年毎に總改選せられる三十名の議員を以て組織せられ、下院は四年毎に各地方から選挙される九十九名の議員によつて組織される。上院の三十名の議席は、最高の投票数を獲得したニ政党間で等しく配分される。一九一九年の憲法で諷み書き能力のある十八歳以上の全ての男子に平等に参政権が与へられ、一九三四年の新憲法では婦人にも選挙権が与へられるに至つた。投票は秘密で、比例代表法に依り行はれる。大統領は議會に依り選挙せられ、大臣は大統領選挙に於て最高投票を獲得したニ政党より選ばれる。

## 一、エクアドル

議會 (Congreso) は上下両院より成り、上院 (Senado) は、三十二名の議員を以て組織せられ、下院 (Cámara de Diputados) は五十六名の議員を以て組織せられる。

## 一、エジプト

議會 (Parlamento) は、上院及下院より成り、上院 (Majlis ash Shuyukh) は、國王によつて任命せられる五分の二の議員と十年の任期を以て選挙せられる五分の三の議員を以て組織せられ、下院 (Majlis an Nuwwal) は少くとも三十歳

になる。二百名以上の議員を以て組織せられる。  
両院の選挙は、普通男子選挙である。軍人は選挙権がない。

#### 一四、エストニア

國會 (*Riigikogu*) は、一九三八年一月一日公布の憲法によつて、二院制となり、下院は直接、秘密及英國式の人民の投票によつて選挙される八十名の議員を以て組織されてゐる。  
上院 (*State Council*) は、種々の公共団体及地方自治團體によつて選挙せられる四十名以上の議員を以て組織せられる。全ての人民の投票に参加し得る男女の資格年齢は二十二歳である。

#### 一五、オーストラリア

立法権は、總督によつて代表せられる國王、上院及下院から構成せられる聯邦議會に帰属する。議會 (*Federal Parliament*) は、毎年少くとも一回は開會するを要する。

上院 (*Senate*) は、三十六名の議員より組織せられ、議員は六年の任期を以て、各州を一選挙区とし、少くとも六名宛選出の方法により選挙せられる。上院は大体三年毎に二分一改選せられるが、下院と意見の不一致等により延長され場合解散され、全然新しく上院の選挙が行はれる。

下院 (*House of Representatives*) は、上院議員数の殆んど二倍の議員数を以て組織せられ、議員は人口に比例して諸州から選挙される。何れの州からも五名以上は選出される。一九

三六年に於ける議員数は七十五名である。  
會期は解散のない限り最初に集會した日より三ヶ年間継続せられる。

上下兩院議員は本質的に國王の下に属する。聯邦國內に三年間居住する成年の男女は被選舉資格を有する。兩院議員の選舉権も同様一般の成年男女之を有する。若しも聯邦議會に選舉せられた者が、州議會の議員たる時は、其者は聯邦議會の議員手續前に州議會議員を辞任せねばならない。

聯邦議會の立法権は、商業、船舶等、財政、銀行、通貨等國防、外國事件、郵便、電信電話及類似的職務、國勢調査と統計、度量衡、著作権、鉄道、州の制限を無視、擴張せる産業紛争の解決と居中調停及其他の問題を包含する。上院は飛案及金錢法案の修正権がない。又下院が不合理と認められた

時は、最後の手段として解散若しくは兩院の合同會議の開催が行はれる。聯邦議會は制限的、列挙的権限の支配であり、各州議會は各自の地方に於ける支配の残余権限を維持する。若しも州の法律が聯邦の法律と矛盾する場合は、後者が執られる。

### 一六、オーストリア

總ての立法は、審議機関たる邦會議 (*Stanztrat*) 聯邦文化會議 (*Bundeskulturtrat*) 聯邦經濟會議 (*Bundewirtschaftsirat*) 及州會議 (*Landesrat*) に依つて、予め立案法律の討議がされた後、議決機関である聯邦議會 (*Bundestag*) によつて決定せられる。

邦會議は、過去の行動及勤務に依り、國家の必要と任務に  
對して充介なる理解を有すると期待される功勞と人格のある  
市民四十名乃至五十名を以て組織し、宰相の副署を以て大統  
領により十年の任期を以て任命せられる。

聯邦文化會議は二十六歳以上にして、教會、宗教團體、教育  
學術、藝術の代表者三十名乃至四十名を以て組織してゐる。

聯邦經濟會議は、職能團體によつて代表せられたる二十六歳  
以上の愛國者七十名乃至八十名を以て組織する。

州會議は、八名の各州長及各州政府の八名の財政員、維也  
市の市長及彼の任命する財政員を以て組織する。

聯邦議會は、邦會議の議員二十名、聯邦文化會議の議員十  
名、聯邦經濟會議の議員二十名及州會議の議員九名を以て組  
織する。

邦會議は規定の期間内に政府によつて提出せられたる全ての  
法案（政府のみならず立法會議権あり）に就て報告する義務を有  
する。文化會議は文化的に重要な法案を報告し、經濟會議は  
經濟的に重要な法案を報告する。會議は義務報告の必要な  
時は報告は任意である。此等の諮問會議は非公開である。

### 一七、オランダ

議會 (*Staten-Generaal*) は二院より構成され、立法権は國王  
及議會の連帶に帰属する。

上院 (*Eerste Kamer*) は五十名の議員を以て組織せられ、議  
員は各地方より選挙せられる。ヘーグに居住せざる上院議員

は、議會開會中日雷十ギルダを支給せられる。

下院は直接に選挙せられる百名の議員を以て組織せられ、議員は旅費と共に五百フロリンの歳費を給せられる。下院議員は、オランダ系の男女又はそれを認められる者その資格を有する。

一九一七年十月十二日通過した改正選挙法は、普通選挙と共に比例代表の採用を規定してゐる。下院議員は改正選挙法に従つて二十五歳以上のオランダの男女市民により直接に選挙せられる。刑事上、精神上及其他の特殊者は選挙資格より除外される。又犯罪及輕罪に対しては一時同様除外される。有権者は一九三七年四月一日に於て、四、四六二七九〇人に達した。

下院議員は四年の任期を以て、上院議員は六年の任期（三

年毎に二介ノ一更新）を以て選ばれる。

國王は議會を両院同時に、若しくは一院のみ解散する権を有し、然る時は四十日以内に新選挙を行ひ、二ヶ月以内に新議會を召集せねばならない規定がある。

政府及下院は單独で新法案を提出する事が出来る。上院は法案に対し修正をなすか、賛成又は却下するかの権限のみを有する。

両院の會議は公開であるが、しかし各院は多数決によつて各院を非公開となす事が認めらる。大臣は各院に出席する事が出来得るが、議員でなければ、表決権はない。憲法の変更に就ては、法案によつて憲法改正提出に関する理由が宣言せられ、議會は解散となり、新議會が召集され、三介の二の多数決によつて賛否を確定する。法律は正式に宣言せられる。

と否とに係はらざ、植民地を除くヨーロッパの領土に効力を有する。

### 一八、カナダ

立法権は、上院、下院より構成せられる議會 (Parliament) に属する。

上院 (Senate) は、終身の任命による議員を以て組織し、カナダ國璽の下にある總督によつて召集される。一八六七年(一八九一五年五月)に修正され、一九一七年に効力を有するに至つたブリテン北アメリカ法によれば、上院は現在九十六名の議員を以て組織し、オントリオより二十四名、クエ

ベックより二十四名、ノヴァスコシヤより十名、ニューブラ  
ンスウィックより十名、プリンスエドワード島より四名、マ  
ニトバより六名、英領コロンビアより六名、アルベロタより  
六名、サスカチワンより六名が選出される。總数は百四名を  
超過するを得ない。上院議員は少くとも三十歳以上にして、  
ブリテン出生、若しくは帰化した臣民でなければならぬ。  
又國內に居住し、任命せられる地方に於て四千ドルの評価あ  
る財産、不動産若しくは動産を所有するを要する。

下院 (House of Commons) は、人民によつて選挙される任期  
四年(解散なき場合)の議員を以て組織し、クエベック地方  
は六十五名の議員(一九三一年の國勢調査に於ては四万四千  
百八十六人毎に一人)を選出し、他の地方に於ては各々十年  
毎に施行せられる國勢調査の人口に從つて選出される。第十

八議會（一九三五年十月十四日選挙）は、一九三一年の國勢調査に基く一九三三年公布の代表法に従つて二四五名の議員を以て組織され、是等地方選出別はオントリオ八十五名、ケベック六十五名、ノヴァスコシヤ十二名、ニューブランズウィック十名、マニトバ十七名、英領コロンビア十六名、プリンスエドワート島四名、サスカチワン十一名、アルベルタ十七名、ユーコン地方一名である。投票は投票用紙に依る。婦人は領土の議會に対し選挙及被選挙資格を有する。下院の議長は毎年六千ドルを支給せられ、議長代理は一千五百ドル支給せられる。各議員は一會期に対し、四千ドル支給せられるが、缺席に対しては控除せられる。

上院議長並に議員は下院議長及議員と同様に一會期に対し支給せられ、特別の手當はない。（一ドルニ対スル邦貨額約三百五十四銭なり）

### 一九、キユーバー

議會は二院より構成され、下院 (*Representatives*) は任期四年の議員より組織され、上院 (*Senators*) は任期八年の職務上より成る議員を以て組織される。婦人にも参政権が與へられる。

(註) 上院議員は三十六名なり。

### 二〇、北アイルランド

議會 (*Parliamentary*) は上院、下院の二院より構成される。上院 (*Senate*) は、職権上議員たる者二名と選挙による議員二十四名を以て組織され、下院は選挙による議員五十二名を以て組織される。手當は、政府役員若しくは議會の官吏とし

て俸給を受けない両院議員に支給せられる。其の内譯は  
 (一) 上院若しくは委員會の會議に出席せる上院議員は日當  
 ニポンドニシリングが支給せられる。然し誰も一年間に於け  
 る總手當は八十四ポンドを超過するを得ない。若し財源の不  
 足の宣言がなければ毎年出席に關係なく百ポンドが附加せら  
 れる。 (二) 下院議員は一年二百ポンド、又委員會の出席者に  
 対しては日當ニポンドニシリング支給せられる。  
 議會は (一) 國王の権限に關係ある問題 (二) 英帝國議會に關  
 係ある問題を除いては立法の権を有する。

大臣は議會の信任を要する。  
 上院議員の任期はなく、下院議員は解散なくば任期五年、  
 議會の議員資格は、英帝國の下院と同様である。  
 一九二八年の人民代表法(北アイルランド)に従へば、選

挙権は婦人にも之れまで男子が享有したと全じ條件で共へら  
 れる。又一九二九年の下院法(投票の方法と議席の再分配)  
 (北アイルランド)に従へば、比例代表の方法(一九二一  
 年及一九二五年の議會選挙に施行す)は廢止し、議會選挙は  
 ビルファスト (Belfast) の王妃大学選挙區を除いて小選挙區  
 代表による。

二一、グアテマラ

立法権は一院制の議會 (Asamblea Legislativa Nacional) に帰  
 属し、議會は四年の任期を以て、人口三万人毎に一人の割合  
 で直接投票により選ばれる七十四名の議員を以て組織せられ

る。

### 二三、コスタリカ

立法権は一院制の國會 (*Congreso Constitucional*) に帰属する。國會は、人口八千人毎に一人の割合を以て選出される四十名の議員より組織される。議員の任期は四ヶ年にして、二年毎に二分の一改選される。

一九一三年八月十八日の選挙法によれば、普通選挙権は、市民権を剥奪せられた者、刑事上の犯罪者、破産者及精神異常者を除く成年の男子市民には全て與へられ、又被選挙権も與へられる。

選挙方法は、一九二五年七月二十六日の法律によつて、直接、秘密、自由投票である。

### 二三、コロンビア

立法権は二院制の國會 (*Congreso*) に帰属する。

上院 (*Cámara del Senado*) は、任期四年を以て選挙される五十七名の議員より組織される。下院 (*Cámara de Representantes*) は、二年の任期を以て選挙せられる約百十九名の議員より組織される。

一九三〇年の法律によつて上院議員は、各縣議會によつて間接に選挙せられる。各縣は人口に従つて九名よりも多くな

い又少くとも三名の上院議員を選出する。  
下院議員は、五万人毎に一人の割合にて各縣に於て人民に  
より選挙される。

議會は毎年七月二十日にボゴタ市に開會せられる。

### 二四、サルヴアドル

立法権は一院制の議會 (*Asamblea Nacional Legislativa*) に帰属  
し、四十二名の議員を以て組織せられ、議員は一年の任期を  
以て各州から三名宛普通選挙によつて選ばれる。

### 二五、シナム

立法権は人民代表の助言と同意を與へる議會に帰属し、大  
統領と十四名の内閣員は議會により選ばれる。

議會は (*Asamblea*) 一院制で、二分の一は四年の任期を以て人民の投票によつて  
選挙される。選挙は一九三七年十一月に施行せらる。此の選  
挙制度は、全議員が人民によつて選挙せられた後、十年間は  
存続される。二十歳以上の男女は選挙権が與へられる。

### 二六、スイス

最高立法権は上院と下院とからなる議會 (*Assemblée Nationale*) に帰属し、上院 (*Ständerat*) は四十四名の議員を以て組織され、議員は州より二名宛聯邦二十二州から選ばれる。報酬は州の財産と寛大に依る。選挙の方法及議員の任期は全く州に依る。

下院 (*Nationalrat*) は一九三〇年通過せる法律に従つて、イス人氏の代表者百八十七名を以て組織し、議員は二万二千一人毎に一人の割で四年の任期を以て直接に選挙される。議員は出席中日當三十フランの割で聯邦資金から支拂はれる。他に首都から一キロに付二十センチメントの割で旅費が支給せられる。委員たる議員は同様の割で附加支給せられる。(註) 議員の總選挙は四年毎に投票用紙によつて行はれる。二十歳に達した共和國の市民は全て投票の権を有し、又僧侶を

除く有権者は被選挙権を同時に有する。聯邦議會を通過した法律は、三万の市民、又は八州の要求たる事を表示する人民の發言で拒否する事が出来る。然る時は該法律は「可し若しくは」否」を答へる國民の直接投票に諮られる。問題の決定に就ては、各州と有権者の二つとも多数決に依り定まる

(註) 一フランに對する邦貨額は約八十一銭なり(昭和十三年十月四日、通信省告示)

## 二七、スエーデン

憲法上の権限は、政府と議會の連帯に帰属し、新法律は全て國王の同意を必要とする。然し課税権は議會に帰属する。議會 (*Riksdag*) は二院より構成され、上院は百五十名の議員を以て

組織し、議員選挙は各地方議會 (Landstings) 議員及地方議會天に代表せられない大都市の議員によつて行はれる。一九の選挙区は八團體に分かれ、毎年其の何れかの一團體は九月に選挙が施行せられる。上院議員は、三十五歳以上にして市民権を有するを要する。任期は八年である。上院議員は何れの選挙区に於て立候補するも差支ない。

下院 (Riksdag) は二百三十名の議員を以て組織し、議員は普通選挙により四年の任期を以て選挙せらる。二十三歳以上の男女市民は法律上の無能力者にあらざれば投票の権利を有する。国内三十八の選挙区に分かれ、全国人口の二百三十分ノ一に対して議員一人の割で配當される。投票の権利を有する男女は同時に立候補をなす権を有する。然し其の場合には居住する選挙区であるを要する。

両院議員に対する選挙の方法は比例選挙であるが、特殊の選挙法によつて規定されてゐる。各團體に與へられる議席は、ドント法に従つて定められる。

両院議員は通常會期に対して旅費の外に、その首都内外の居住によつて三千クローナから四千クローナを支給せられる。議員の給料と旅費は國庫より支拂はれる。(註)

(註) 一クローナに對する邦貨額は約八十九錢なり(昭和十三年五月七日告示省告示)

### 二八、スペイン

立法権は一院制の議會 (Cortes) に依つて行使される人民に属する。議員は任期四年で普通、平等、直接、秘密、比例代表の方法で選挙される。

二十歳以上の全市民は、性又は市民たる身分の別なく被選挙権を有する。無制限に再選せられ得る議員は、旅費の補償の外に月一千ペセタを支給せられる。有権者は男女の別なく二十歳以上に與へられる。議院は四七三名の議員で組織せられてゐる（一九三六年二月現在）

## ニルチエコスロバキア

一九二〇年の現憲法に依れば、議會 (*Parlamentní shromáždění*) は上下兩院より構成され、上院 (*Sněmovna*) は百五十名の議員によつて組織され、議員は八年毎に更新される。下院 (*Poslanecká sněmovna*) は、三百名の議員より組織せられ、議員は六年毎に選挙される。兩院は合同議會に於て、七年任期の大統領を選挙する権を有する。大統領は議會の承認を得て宣戦布告をなし得る。兩院は何れも発議権を有する事に就て平等である。政府法案はそれ故に何れの院に提出するも可能である。豫算及軍部の兩議案の場合に限り最初に下院を通過するを要し、又下院は不信任決議によつて政府の辞職を強要する事が出来る。下院を通過した議案は、若しもそれが最初に下院に於て絶対多

故によつて議決され、再びそれを下院が固守すれば、<sup>手</sup>上院の  
反對議決に係らず法律となる。

下院議員の選挙権は、性に差別なく満二十一歳以上の全市  
民に與へられ、三十歳以上の市民は全て被選挙資格を有する。  
上院の選挙権は二十六歳以上の全ての市民に與へられ、四十  
歳以上の全市民は被選挙資格を有する。選挙制度は比例選挙  
法を採用してゐる。

憲法は議會選挙を、*closed scrutiny*に基く事を規定し居り、  
投票は候補者に對してではなく、政党への賛成投票である。  
選挙區の配置は以下の如くである。

選挙區	上院	下院
ボヘミア	五區	九區
モラヴィアト及セリジア	三	六

スロバキア	四	七
カルパチアン・ルシニア	一	一

三〇、千

一八二五年十月十八日の憲法に依れば、立法権は人民の投票  
により選挙せられる上下両院の國會 (*Congreso Nacional*) に  
歸属する。

上院 (*Senado*) は、八年の任期を以て九つの各縣自治体を  
代表して選ばれる四十五名の議員を以て組織せられ、各自治体  
は五名の上院議員を選挙する。上院の二分の一は四年毎に改  
選せられる。下院 (*Amala de Diputados*) は、人口三万人毎

に一人又一万五千人を増す毎に一人を加へる割合を以て、各  
縣及各縣の自治体によつて四年の任期を以て選挙せられる百  
四十三名の議員より組織せられる。

選挙方法は、ベルギーの比例代表の方法が行はれる。

國會の選挙権は讀み書きの出来る二十一歳以上の男子市民  
に與へられる。一九三六年の有権者は四九五、六四八人であつた  
市會の選挙に對しては婦人及外國人（五ヶ年の居住期間を有  
する者）は被選挙資格を有する。全ての投票は投票用紙によ  
る。國會は、毎年五月二十一日から九月十八日まで開會され  
る。大統領は修正拒否権を有する。大統領の反対法案は、議  
院に返戻されるけれども、再び出席議員の三分ノ二の多数に  
よつて支持されれば法律となる。

下院上院並に大統領の選挙に就ての審査は、抽籤によつて

選ばれた上院及下院の前議長、副議長各々一名、大審院より  
二名及議會開會地の市の控訴院から一名を以て組織する資格  
審査院 (*Tribunal Calificados*) によつてされる。大臣は國會に  
於て發言権はあるが、表決権はない。

### 三一、デンマーク

立法権は國王及國會 (*Rigsdag*) に属する。國王は議會の承認  
なくして戦争の宣言及媾和の親署の権限はない。

國會は上院 (*Landsdag*) と下院 (*Folketing*) の二院より構成  
され、二十五歳以上の男女子及居住の一定してゐる者は選挙  
権、被選挙権を有する。

下院は現在百四十九名の議員を以て組織せられ、其中百十七名は二十三の選挙区より比例代表の方法によつて選出せられる。その他各政党より平等に代表者を送るために、三十一の附加席 (*Tillægsmændster*) は、選挙に於て充分なる當選者を獲得し得なかつた各政党に配當される。一人の議員はフエロ―島から單純多数によつて選挙する。議員の任期は四年であるが、國王は四年の任期終了前に下院を解散する事が出来る。

上院議員は三十五歳以上の下院の選挙人によつて以下の如き方法で間接に選挙せられる。人口に相當する数の下院選挙区の有権者は全て比例代表の方法で選挙をなす。全國は六の上院選挙区に分たれてゐる。之等の有権者は上院議員を十名乃至十二名選挙する。此の方法で七十六名が選挙せられ、一

人はフエロ―島から選挙せられる。更に十九名の議員は、比例代表の方法に従つて前上院議員によつて選ばれる。上院議員は任期八年である。有権者によつて選挙せられる議員の半数は四年毎に改選せられる。上院によつて選挙せられた議員は八年の任期終了後直に選挙を行ふ。

下院議員は歳費を自宅が首府居住か或はそれ以外の居住かの何れかに従つて五千六百クローンから七千二百クローンを支給せられる。(註)

國會は毎年十月の第一火曜日に集會せねばならない。政府によつて提出せられる全ての金錢法案は最初に下院に提出せねばならない。上院は立法機能の外に大審院 (*Justitsråd*) の通常職員と共に單獨にて議會問責を爲す裁判所である所の最高法院 (*Rigsmet*) を組織する裁判官を四年毎に其の中より任命

する義務を有する。

大臣は両院に出席するも自由であるが、彼等が所屬する議院に於てのみ投票の権を有する。

註、一クローンに対する邦貨額は約七十七銭なり（昭和十三年五月七日通信省令）。

### 三ニ、ドイ ツ

議會 (Reichstag) は一院制で、議員はワイマル憲法の條  
疑に従つて選挙せられる。選挙は普通平等、直接、秘密投票  
で、男女選挙権を有する。

一九三三年三月二十四日の投票法は、内閣が法律を法令に  
よつて発布し得る事を規定し、立法権は實質上内閣に無限に  
附與せられるに至つた。一九三七年一月三十一日議會は、投  
票法を一九四一年四月一日まで存續せしめる事を承認した。

### 三三、ドミニク共和国

國會 (Congreso Nacional) は二院より構成され、上院 (Senado)  
は、四年の任期を以て人民により直接に投票せられる十三名  
の議員（各十二地方及特別區より各一名宛）を以て組織し、  
下院 (Cámara de Diputados) は、人口三万人毎に一人の割合、  
（一万五千人の端数を増す如に一名を加える）にて任期四年  
を以て選出せられる三十六名の議員を以て組織せられる。特  
別區は上院議員一名、下院議員二名が選出される。

上下兩院議員は、一ヶ月に付三百ドルを支給せられる。  
一九三四年五月に於ける總選挙に、試験的に婦人の参政を  
許したが、約十萬近くの投票があつた。

三四、ニカラグア

天

立法権は二院制の議會 (Congress) に歸屬し、上院 (Senado) は六年の任期を以て選ばれる二十五名の議員より組織される。下院 (Cámara de Diputados) は四十五名の議員を以て組織され、四年の任期で選ばれる。何れも全て人民直接投票である。

三五、ニユージーランド

立法権は總督及上下兩院より構成せられる議員 (General Assembly) に歸屬する。

上院 (Legislative Council) は三十八名の議員より組織せられ、議

員は一年に付三百十五ポンドの割合で歳費を支給せられる。又議員は再選でなければ任期は七年である。

下院 (House of Representatives) は、四年の任期を以て人民により選挙せられる八十名の議員 (マオリ人四名を含む) より組織せられる。下院議員は一年に付四百五十ポンドの割合で歳費を支給せられる。

有権者として登録せられた全ての男女は下院議員としての資格を有する。外國人にあらざる成年 (男女) のヨーロッパ人は、若しも領土に一ヶ年以上又選挙區に三ヶ月以上居住するに非ざれば、各選挙區に於ける有権者たる資格を有しない。何人も一人一票である。成年に達しマオリに居住するものは四のマオリ選挙區に於て投票をなし得る。婦人の参政権は一八九三年に認められ、一九一九年に於て下院議

員たる資格が與へらる。

總督は議會を召集、開會、解散する権を有する。又總督は立法案審議に對して何れの院にも付託する事が出来る。然し公金銭の支出の場合に於ては、條款に依つて法律となる前に下院に付託せられねばならない。總督は何れの院に對しても法案を修正の爲に却下する事が出来る。

### 三六ニユーファアンドランド

議會 (*Legislature Dissolved*) は、上院、下院より構成される。上院 (*Legislative Council*) は二十四名を超えざるを得ない議員を以て組織し、下院 (*Legislature Assembly*) は選挙による二十七

名の議員を以て組織される。

上院議員は一會期に付百二十五ドル支給せられ、下院議員は同會期に六百ドルを支給せられる。全植民地は選挙目的の爲に二十四の選挙區に分れる。一九二五年議會を通過せる法律によつて婦人にも参政権が與へられてゐる。

### 三七ノールウエイ

立法権は人民代表の議會 (*Storting*) に歸属する。議會は單獨にて補充選挙をなし、又會計権を有する。國王は法律の否認権を二度まで行使し得るが、若しも同様の法案が別個の議會によつて三度通過した時は、それは君主の同意なくして領

土の法律となる。

議會は毎年國王及行政府からの如何なる召集をも受けずに開會をなす。議會は毎年一月十日後の最初の一週間内に開會し、その必要がある限り開會する。

二十三歳以上の全てのノールウェイ人は、特別な理由による缺格者を除いては選挙権が與へられる。婦人は一九一三年以来男子同様の條件の下に選挙権が與へられた。

選挙の方法は直接比例選挙である。三年毎に人民は議員を選挙し、全議員数は百五十名である。選挙区からは各二三名乃至九名の議員が選出せられる。

議員は三十歳にして、十年間ノールウェイに居住し、又選出区の有権者たるを要する。前大臣は居住關係を除いては、國內の如何なる選挙区より選出されるも自由である。

議會は集會せし時に、上院 (Lagting) と下院 (Odelsting) とに分離せられる。前者は全議會の四分の一を以て組織し、後者は残餘の四分の三を以て組織する。振鈴役には各院の議長が任命せられる。法案に関する審議は各院別個になす。會計審査及政府の監督、大審院に先立つ彈劾権は下院の特権に属する。他の全ての問題に就ては兩院の合同會議によつて決定をなす。議會は會計審議の義務を有する五人の代表者を選挙する。全ての新法律は、下院付託前に上院に於て承認若しくは拒否となつてから提出せねばならない。若しも上院と下院とが一致せざる場合は、兩院が合同集會し協議をなし、最後の決定は出席者の三分の二の多数によつて決する。前記の多数決は憲法の変更に対しても同様である。上院と大審院、(Hovrædet) の職員は大臣及大審院職員及國會議員の告發と

裁判をなす最高法院 (*Rigout*) を組織する。

議員は何れも旅費の外に六千クロイナの歳費を支給せられる。(註)

大臣は議會に出席し發言する權を有するが、表決の權はない。

(註) 一クロイナに対する邦貨額は約八十七銭なり(昭和十三年五月七日、逓信省告示)

三八八 イ 十

議會 (*Corps Legislatif*) は上下兩院より構成され、下院 (*Chambre des Députés*) は、四年の任期を以て人民により直接に選舉せられる議員を以て組織し、上院 (*Sénat*) は、六年の任期を以て、一部は大統領により、他の一部は各議席に對して三人の候補者を掲げた二の名簿から下院議員によつて任命せら

れる。一方の名簿は大統領によつて、他方は各州に於ける選舉會によつて提出せられる。

一九三五年の憲法の下では、兩院議員は財産資格を要することとなつた。

三九、パ ナ マ

議會は一九〇四年二月十三日の憲法に従へば任期四年の三十二名の議員を以て組織せられる。議員は人口一万五千人毎に一人の割合で選出される。九月一日より二ヶ年間繼續して開會せられる。

#### 四〇、パラグアイ

六六

一八七〇年の憲法によれば、議會 (Congress) は二院より構成される。

上院 (Senado) は六年の任期 (二年毎に三分の一更新) で選ばれる現在二十名の議員より組織される。

下院 (Camara de Diputados) は四年の任期 (二年毎に二分の一更新) を以て選挙せられる現在四十名の議員より組織される。両院は人民によつて直接に選挙せられ、上院は人口八万乃至十二万人に一人の割合にて、下院は又人口六万人に一人の割合にて選ばれる。人口の稀薄な場合は最大の割合にて配當される事が許されてゐる。

選挙権は十八才以上の全ての男子に與へられる。議會閉會中

は、上院議員二名下院議員四名より成る常置委員會が設置される。

一九三六年二月十七日ヨーロッパ全体主義による革命政府が権力を掌握し、三月十日議會は有名無實となり、政党内閣は一年間禁止されるに至つた。

#### 四一、ハンガリー

一九三三年七月十七日通過の法律に従へば、元首は議會を召集し、解散する権を有する。又一九三七年七月十五日の法律に従へば元首は議會に對して永久に責任なきを規定す。

立法部は二院より構成され、上院 (Felsobiz) は、一九二六

五

年十一月十一日通過したる法律によつて、七團體即ち(一)國內に永住する選位せる前王朝の成年男子、(二)前の世襲議員より代表し選ばれた約三十八名の議員、(三)都市及地方の自治体より選挙せられた者約五十名、(四)諸宗教團體の會長約二十一名、(五)裁判官、軍隊指揮官、國立銀行頭取等の如き高官、(六)利益と職業を代表する公認團體及協會によつて選挙せられた議員(七)元首によつて任命せられる終身議員を以て組織せられる。

下院 (*Keypiselding*) は、一九三八年一月に公布せられた改正選挙法に従へば秘密投票で議員数は二百四十五名から二百六十名に増加せられ、三十歳以上の者は被選挙権を有する。選挙権は二十六歳以上の男子、三十歳以上の婦人に與へられる。

### 四、フィンランド

一九〇六年の憲法に従へば、議會 (*Eduskunta*) は一院制で直接及比例選挙で選挙せられる二百名の議員より組織される。議會選挙権は平等に與へられる。被選挙権は、特別の例外を除いては二十四才に達したフィンランドの男女市民に與へられる。

十六の選挙区は人口に比例して代表者を選出する。再配當は十年毎に行はれる。各選挙区は又投票区域に分たれてゐる。投票制度は比例代表の目的で工夫せられて居る即ち選挙人團體が作られ、其の團體によつて候補者名簿は作成せられ、これに對する投票は、有権者が名簿の候補者に投票した順位に従つて計算せられる。團體間の連合は一定の制限内で許され

共同候補者は競争名簿に加えられる。然し自ら有権者は一團  
70  
体の名簿を支持するも、或は有権者の好む候補者に対して投票  
するも何れでも自由である。

投票の資格ある市民は、全て任期三年の議會に選出せられ  
る資格を有する。

内閣大臣は議會の信任を要する。

#### 四三、フイリツピン群島

議會 (National Assembly) は一院制にして、任期三年を以  
て選挙せられる現在九十八名の議員より組織せられる。議會  
は百二十名まで議員を増加する事が出来る。

選挙権は二十一才以上の男女市民にしてスペイン語、英語、  
土語の読み書きの出来得る者に與へられる。一九三七年十二  
月の選挙に際して婦人選挙権が與へられた。登録せられた男  
子選挙人は一九三五年五月に於て一、九三五、九七二人であつ  
た。

#### 四四、ブラジル

一九三四年七月十六日の憲法は一九三七年十一月十日一時  
停止せられ、新憲法が大統領に依り公布せる。

立法権は下院 (Chamber of Deputies) に帰属する。下院議員  
は、四年の任期を以て直接ではなく（一九三四年の憲法の下

に於けると同様) 市参事會員及投票に依つて選ばれ各市會の十名の市民により組織せられる地方選挙人によつて選挙せられる。各州は人口に比例して下院議員を有する一選挙區をなし、一選挙區三名以上十名以内の議員を選出する。上院は廢止せられ、三十名の下院議員と州議會より送出する各州一名宛の議員及大統領によつて選ばれる十名により組織される聯邦會議に置換えられた。任期は六年である。選挙権は一九三四年憲法の下に於ては十八歳以上の讀み書きの出来る全ての男女市民に與へられる。乞食、現役兵、國家に對する政治的犯罪者、服役中の囚人は選挙資格がない。投票は秘密、強制である。

#### 四五、フランス

現憲法によれば、立法権は上下兩院に帰属する。

下院 (*Chambre des Députés*) は、四年の任期を以て選挙せられる議員より組織され、二十一歳以上の市民にして、各市町村に六ヶ月以上居住する現役軍人たらざる者及資格を剝奪せられざる者は選挙権を有する。議員は市民にして二十五歳以上者たるを要する。

下院議員選挙の方法は、一八七一年以来数次改正があり、一八七一年に於ては大選挙區制が施行せられ、一八七六年に於ては小選挙區制となり、一八七五年に於ては再び大選挙區に返り、一八八九年に於ては單記投票が再実施せられ、一九一九年に至つて大選挙區と共に比例代表が採用せられ、一九

二七年七月十二日に於て前の小選挙区制が實施せられるに至つた。

各選挙区の投票が計算せられると縣の知事によつて任命せられた總参事會 (Councillors-General) の委員によつて當選議員が公表せられる。議員は現在六百十八名である。

上院 (Senate) は、三百十四名の議員を以て組織せられ、九年の任期を以て (三年毎に三分ノ一改選) 四十歳以上の市民により選出せられる。

選挙は間接選挙で (一) 人口に比例して各自治体の市町村會によつて選ばれた代表者、(二) 下院議員及縣會議員及各縣の郡會議員によつて組織せられてゐる選挙會によつて選出せられる。此の方法により選挙せられる二百二十五名の上院議員の外に、一八七五年の法律に従つて兩院合同によつて選挙せ

られる修身の七十五名の上院議員がある。然し此の選挙は、一八八四年の上院法案によつて終身議員に空席が生じた場合は、各州は抽籤で空席の権利を獲得し、通常の任期 (九年) の上院議員を選挙補充し得る事に改められた。退任した王朝の親族は、兩院議員たる資格はない。

上下兩院は、豫め大統領の召集はなくも毎年一月の第二火曜日に集合する。少くとも一ヶ年に於て五ヶ月は開會せねばならない。

大統領は若しも各院構成議員数の二分ノ一の要求ある時は、議會を召集せねばならない。又議會を休會する権を有する。然し一ヶ月以上の期間に亘つて、又同會期中二度以上に亘つて休會をなすを得ない。

議案は政府若しくは議員の發案で上下兩院の何れかに提出せ

ねばならない。前者の場合は審査部に廻付せられ、後者の場合は最初に議會發案委員會に付託せられる。財政法案は最初に下院に提出承認を得るを要する。

上院は國家の安寧を保持せんとする場合と政体の改革を企圖する陰謀の場合に対して、最高裁判所としての権限を有する。

上下兩院議員は、六万二千フランの歳費を支給せられ、兩院議長は其他交際費の補償を受ける。其他兩院議員は年少額を支出すれば全鉄道の旅行は自由である。(註)

(註) 一フランに對する邦貨額は約九錢なり(昭和十三年

九月二十日、通信省告示)

#### 四六ブルガリア

立法権は一院制の議會 (Sobranie) に歸屬し、議會は二百二十七名の議員を以て組織される。議員は人口二万人毎に一人の割合で普通選挙で選出される。一九二七年四月十三日議會は比例代表法を採用した。然しラードターの結果、議會は一九三四年五月二十日解散されるに至つた。一九三七年十月の新選挙法は、議會議員数を百六十名と規定し、選挙區は少くとも二万人の有権者を有する。有権者は二十一歳以上の男子及び二十一歳以上の既婚女子を包含する。被選挙権者は三十歳以上でなければならぬ。政黨候補者は禁止する。最近の總選挙は一九三八年三月に施行せらる。

一九三三年四月九日の憲法に従へば、立法権は上院と下院との議會 (Congresso Constituyente) に帰属し、一九三六年の選挙は、上院四十名、下院百四十名の議員を以て組織する事を規定す。一九三六年十月十一日大統領と議會の選挙が施行せられたが、結果は不明で選挙無効が宣言せられた。議會は一九三九年までビナビツト將軍が大統領就任の期間中三年間延期されるに至った。一九四一年七月二十八日以後大統領と下院は五年毎に更新され、上院は六年の任期へ二年毎に三分の一更新) で選挙される事が発表せられた。選挙人は少くとも読み書きの出来る二十一歳以上の男子たる事を要する。一九

三六年に興へられた有権者の数は四十九万七百十六人であった。投票は二十一歳から六十才に至る全ての文字の素養ある男子に對して強制的に施行せられる。婦人は市會に選挙権を有する。共產系政黨員は役人に就任する資格はない。

四八、ベルギー

一八三一年の憲法に従へば、立法権は國王、上院及下院に帰属する。國王は議會を召集、開會、解散の権限を有する。ベルギー憲法の立法組織の権能に関する規定は、一九二一年十月に修正せられ、上院及下院の全ての選挙は、普通選挙の原則に基いて行はれる事になった。

上院 (Senate) は、任期四年の一部分直接、一部分間接にて選出せられる議員を以て組織する。直接に選挙せられる上院議員数は、下院議員数の二分の一に該当する。選挙人は下院議員選挙と同様で、二十一歳にして、六ヶ月以上居住する者に選挙権は與へられる。議會選挙の資格ある婦人は(一)世界大戦に於て戦死した兵士の未亡人にして再婚せざる者、又戦争中戦死せるベルギー市民の未亡人、該當者なき時は其の母、若しも後者の場合は未亡人であること、(二)戦争に於て戦死せる独身兵士の母にして未亡人たる者、(三)ベルギー國に敵によつて占領中、政治的理由の爲に拘禁を申渡され、或は予防拘留を受けたる婦人に限られる。

上下兩院議員の直接選挙に於ける諸政党に對する比例代表の原則は、一八九九年十二月二十九日の法律によつて規定さ

れた。間接に選挙せられる上院議員は、人口二十万人に一人の割合に基いて地方自治体によつて選挙せられ、人口二十万五千人を増加する毎に議員一人を選出する。各自治体は少くとも三名の上院議員を選出する。現在地方選出の上院議員は四十四名である。議員は、選挙施行に先立つ二年間は選出せられる自治体の議員であつてはならない。其他の間接選出の上院議員は、前記議員数の半数の割合で、上院自体によつて互選せられる。此等二の上院議員は、何れも比例代表の方法によつて選挙される。上院議員は全て四十才以上でなければならぬ。上院議員は歳費二万八千フランを支給せられる。皇太子へありざる時は王室直系に属する王族のベルギー親王は十八才にして上院議員たる権利を有する。然レ二十五才までは議事に對する發言権を有しない。

下院 (Chambre des Représentants) は、全て選挙人によつて直接に選挙せられる議員を以て組織し、議員数は現在二百二名 (一九三六年四月十一日の法律) である。此等議員は、人口に比例して選出せられるが、但し人口四万人毎に一の割合を超過する事は出来ない。任期は四年である。議員はベルギーに居住する二十五才以上の者たるを要する。下院議員は毎年四万二千フランを補償せられ又國有及會社鉄道に對しては年中無料パスが附與せられる。

上院及下院は毎年十一月に開會せられ、少くとも四十日は開會せねばならない。然し國王は必要ある場合は議會を臨時に召集し、或は兩院同時に又別個に解散を命ずる権を有する。後者の場合には、四十日以内に新選挙を行ひ、二ヶ月以内に兩院を召集せねばならない。休會は、兩院の承諾なくして一

ヶ月以上なす事は出来ない。

#### 四九、ヴェネツィエラ

議會 (Congreso Nacional) は二院より構成され、上院 (Cámara del Senado) は四十名、下院 (Cámara de Diputados) は四年の任期を以て選挙される八十五名の議員によつて組織されてゐる。上院議員は各州より二名宛選出され、三十才以上にしてヴェネツィエラ國出生者たるを要し、下院議員は二十才以上にして同様ヴェネツィエラ國出生者たるを要する。下院議員は人口三万五千人に一人の割にて選ばれ、一万五千人を増す毎に一人を増加し、州人口三万五千人に充たざる時は

一人を選出する事が認められる。三万五千人に達した地方は法律によつて定められ、下院議員を選挙する。選挙権は二十才以上の男子に制限されてゐる。

### 五、ポロランド

一九三五年の新憲法の條款に従へば、議會は上下両院より構成され、下院（Sejm）は、普通、秘密、平等、直接（實際は間接）により五年の任期を以て選挙せられる二百八名の議員を以て組織する。二十一才に達した全ての市民は男女に係なく選挙権を有し、三十才に達した者は被選挙資格を有する。

上院（Senat）は九十六名の議員を以て組織し、三分の一は大統領の任命に係り、三分の二は選挙會によつて選ばれる。選挙會は個人的功績、精神的功勞、及市民間に享有する信用の理由によつて上院議員選挙権を有する市民により選ばれる代表者を以て組織する。上院議員選挙権有権者は三十才以上にして、被選挙権は四十才以上の者に與へられる。

下院は立法機能を執行し、政府の活動を監督する。又豫算及租税賦課を決定する。上院は立法案件に對する發案権を有しない。上院及下院には政党は存しない。

一九三五年七月八日の法律に依り、國內は下院百四、上院は十七の選挙區に分たれ、一九三五年九月八日及十五日施行の選挙に依り、下院議員二百八名、上院議員六十四名が當選した。

五一、ボリビア

國會 (Congreso Nacional) は二院より構成せられ、選挙権は読み書きの出来る又確實な所得のある二十一才以上の未婚男子に與へられる。既婚の男子は十八才より同様に選挙権を與へられる。

上院 (Senado) は、各縣より二人宛六年の任期 (二年毎に三分の一改選) を以て選挙せられる十六名の議員より組織する。

下院 (Cámara de Diputados) は、四年の任期 (二年毎に二分の一改選) を以て選挙せられる七十名の議員を以て組織する。

両院何れも人民の直接投票に依り選挙せられる。然レ上院

議員は將來縣議會によつて選出せられる事になつた。

上院議員は一ヶ月に付九百ボリビアノス (四十五ポンド) 下院議員は一會期に付四〇ボリビアノスを支給せられる。

會期は規則に従へば六十日間であるが、九日まで延長する事が出来る。臨時議會は、政府若しくは兩議會の多数の要求によつて特別の目的に對して開かれる。

五二、ポルトガル

議會は一院制で四年の任期を以て直接選挙によつて選ばれる九十名の議員を以て組織される。

五三、ホンヂユラス

立法権は一院制の議會に歸属する。

議會 (Congress Nacional) は 任期六年の三十八名の議員を以て組織せられる。議員は人口二万五千人に一人の割合を以て、人民の直接投票によつて選出せられる。

毎年十二月五日に六十日の會期を以て集會する。百日まで會期を延長する事が出来る。

議會閉會中は、五人の議員を以て組織せられる常置委員會により常時又は非常の任事を處理する。

五四、南アフリカ聯邦

立法権は國王及上院、下院より構成せられる議會 (Parliament) に歸属する。總督は議會を兩院同時に又は一院のみ

解散をなし得る権を有する。議會は毎年開かねばならない。

上院 (Senate) は、四十人の議員を以て組織し、八名は總督の任命により、三十二名は各地方から八名宛選舉の方法による。上院議員の被選舉権は、三十才以上にして、地方の何れかに於て選舉権を有し、聯邦國內に五年間居住する且五百ポンド以上の抵當の價值ある財産を所有するヨーロッパ系の英國臣民に與へられる。

下院 (House of Assembly) は、第六回配當決定委員會 (Delimitation Commission) が一九三一年の人口國勢調査の結

果に基いてなした配當に従つて選舉せられた百五十名の議員より組織せられ、選舉區の議員の配當は喜望峰六十一名、ナタール州十六名、トランスヴァール五十七名、オレンヂ自由州十六名である。

婦人参政権は一九三〇年法律第十八號に據リ二十一才以上の全ての婦人に與へられる。又一九三一年の法律第四十一號に依つて、喜望峰及ナタール地方に於ける財産及給料資格は除去され、ヨロツパ人又は白人の男子にも選舉権が與へられるに至つた。各地方の各選舉區は、ヨロツパ系の英國臣民にして聯邦内に五年間居住し、有権者として登録せられた者から一人の議員を選舉する。

下院は解散なき時は最初に集合せし日より向ふ五ヶ年間継続する。一九三六年の國代表法 (*Representation of Native Act*)

に依れば、一九〇九年の南アフリカ法 (*The South Africa Act*) に對して議員数を増加する事を規定し、喜望峰内で有権者名簿に登載せられた者は三人の議會議員を選舉する権が與へられる。此等の議員は下院の解散に關係なく五ヶ年の任期を有する。

選舉に依る上院議員の任期は五ヶ年である。

### 五五、メキシコ

議會 (*Congreso*) は上院 (*Camara de Senadores*)、下院 (百七十名) より構成され、下院 (*Camara de Diputados*) は人口十万人に一人の割合にて婦人を含む普通選舉で選ばれる議員を

以て組織し、任期は三年である。

上院は各州及聯邦區から二名宛六年の任期を以て選ばれ、五十八名の議員を以て組織せられてゐる。上院及下院議員は次の任期間が経過するまでは再選の資格がない。議會は九月一日より十二月三十一日まで開會する。休會中は各院によつてそれぞれ任命せられた上院議員十四名、下院議員十五名から成る常置委員會が存置せられる。

### 五六、ユーゴスラビヤ

一九三一年九月三日の憲法の條款に従へば、立法権は國王及上院、下院に屬する。

上院は六年の任期（三年毎に二分の一更新）を以て選ばれる議員を以て組織せられ、國王は選舉せられる上院議員と同等の上院議員を任命する。選舉人の最低年齢は二十一才と定められ、下院議員、地方議會議員及市長は上院議員の選舉権を有する。被選舉権は四十才以上の市民に與へられる。上院議員は人口三十万人毎に一人の割合で選出される。上院議員は會期が繼續する間、國庫より日當二百デイナーを補償せられる。

下院（*Skupština*）議員は公選、口頭によつて選舉人により直接に選舉せられる。二十一才以上の男子居住者は全て選舉権を有し、又三十才以上の有権者は被選舉権を有する。下院議員は日當二百デイナーと鉄道、船路パスを國庫より補償せられる。

上下両院は毎年十月二十日集會し、新予算が通過するまで開會する義務を有する。國王は議會を召集し、停會、解散するの権を有する。

選舉法は議會選舉の候補者に対して、各選舉區に於ける國民名簿に登載せられねばならぬ等を規定す。

一九三五年の選舉に於ては、政府党は三百十名、反對党は六十七名であつた。

### 五七、ラトヴィア

議會 (Saeima) は一院制で、議員は比例代表に基く普通、平等、直接秘密投票によつて選ばれる。議會は任期三年の百

名の議員を以て組織せられる。

選舉權は二十一才以上の男女市民に與へられる。議會は絶對多数によつて大統領を選舉する権を有する。又内閣は議會に對して責任を執る。

### 五八、リツアニア

議會 (Seimas) はリツアニア主權の代表者であり、且法律を作成し、他國家とに對する條約の批准、國家予算の承認及法律実施の監督權を有する。

内閣は議會に對して責任を執り、議會が不信任を決議すれば、辭職をなす。議員は入閣するも議員を辭任する必要がない。

議會は一院制で、現在四十九名の議員より成り、九六 少数党に對してはニの議席が保證せられてゐる。此等ニ名は別として、議會は現在政府支持派によつて占められてゐる。

一九二六年國民主義派の統治確立以來、地方自治役員も議會に對して候補者として立ち得るといふ新選舉法が公布された。議會は五年間継続される。

### 五九、リベリア

立法権は上下兩院から成る議會に歸屬し、上院議員は六年、下院議員は四年の任期を以て選ばれる。選舉権は土着の血族者にして、土地所有者に與へられる。本國生れの者は選舉権

から除外されてゐないが、文化中心地域を除いては政治に對して關心を示してゐない。

### 六〇、ルクセンブルグ

一八六八年の現憲法によれば議會は一院より構成され、下議會議 (Chambre des Représentés) は普通選舉で比例代表及最小選舉商の原則に従つて選出される。國內は南、北、中央、東の四選舉區に分たれてゐる。二十一才以上にして、ルクセンブルグの男女市民は選舉権が與へられる。又二十五才以上の有権者にして必要條件を充たし得るものは被選舉権が與へられる。

選舉民は、あらゆる場合に於て、又法律によつて決定された條件の下で、國民投票或は一般投票によつて國民意志の記録を求める事が出来る。(第五二條)

九六

下院議員は六年の任期を以て選舉され、三年毎に二分の一改選する。(五六條)又、毎年四千フランを超えない歳費を支給せられる。其の他に旅費手當が與へられる。(七五條)

### 參議院

(Conseil d'Etat)は主権者によつて終身で選ばれる十五名の議員を以て組織せられる。

元首は立法権の一部を把握する。

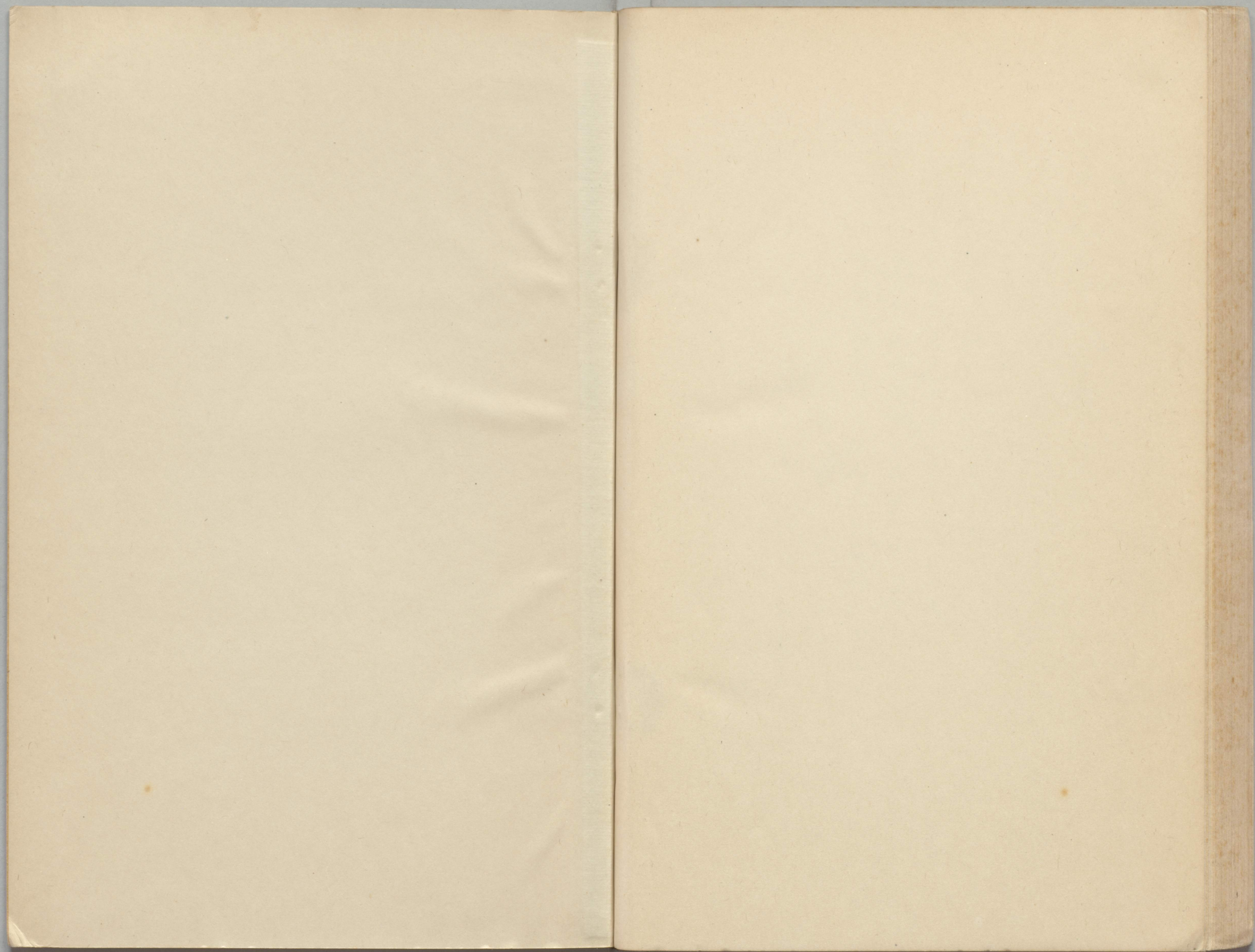
### 六、ルーマニヤ

一九三八年二月二十四日の新憲法に従へば、上院(Senatul)は國王の任命に係る議員選舉による議員、終身議員によつて組織される。任命議員數と選舉議員數は同等で、終身議員は王位後継者、王家親族の全親王、元老及大主教、正統教會の僧正及ギリシヤカソリック教會の主教、少くとも二十万人の信徒を擁する教會の司教等である。選舉による上院議員は九年の任期で、三年毎に三分の一更新される。

下院(Camara Deputatilor)は、六年の任期を以て選舉される。手職、農業、商業、工業及勤勞等の職業に従事する三十才以上の男女市民は選舉權を有する。上院議員は四十才以上の市民によつて選舉され、一定職業に従事する者は當然加

九七





甲

群馬県立図書館



0706496-7